令和８年第３回伊佐市議会定例会

提案理由説明

（追加分）

○説明順

１　報告第６号～報告第７号　（降壇）

２　議案第72号～議案第76号　（降壇）

３　議案第71号、
　　議案第77号～議案第84号　（降壇）

令和８年９月17日提出

伊佐市長

報告第６号及び報告第７号について説明申し上げます。

まず、報告第６号「令和７年度伊佐市健全化判断比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和７年度決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

令和７年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字額がないことにより算定されませんでした。また、「実質公債費比率」は９パーセントと「早期健全化基準」を超えないものであり、「将来負担比率」については、償還に充当可能な財源が将来負担額を上回り算定されませんでしたので、健全な財政運営となっております。

次に、報告第７号「令和７年度伊佐市資金不足比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和７年度決算における各公営企業の資金不足比率に係る状況を、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

令和７年度決算において、本市の公営企業である「水道事業会計」及び「農業集落排水事業会計」は、いずれも資金不足額を生じておらず、資金不足比率は算定されませんでした。

以上で報告２件の説明を終わります。

――― 降　壇 ―――

追加提案いたしました議案第72号から議案第76号までについて説明申し上げます。

まず、議案第72号「工事請負契約の締結」について説明申し上げます。

本件につきましては、菱刈庁舎の受変電設備等の老朽化に伴う設備の更新を実施するため「菱刈庁舎電気設備・高圧受変電設備等改修工事」の条件付一般競争入札を実施した結果、入札価格１億5,300万円に消費税を加算した価格１億6,830万円で「伊佐市大口里2249番地　南電工・田代電設特定建設工事共同企業体」が落札し、９月２日に建設工事請負仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、菱刈庁舎に係る受変電設備、非常用発電機、電灯設備等の更新を行うものであります。

次に、議案第73号「工事請負契約の一部変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、「伊佐市文化会館受変電設備等改修工事」に関し1,425万3,100円を増額した変更後の契約金額３億9,551万3,100円とすることについて、９月２日に建設工事請負変更仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額変更の内容につきましては、インフレスライド条項による増額のほか、停電期間においても屋外トイレへの給水を確保するための仮設発電機設置に伴う電気工事の追加等によるものであります。

次に、議案第74号から議案第76号までの「工事請負契約の一部変更」について説明申し上げます。

これら３件につきましては、「伊佐市新庁舎建設工事・大口ふれあいセンター大規模改修工事」に関し、
建築工事においては4,320万5,900円を増額した変更後の契約金額42億7,802万5,600円とすることについて、
電気設備工事においては2,239万８千円を増額した変更後の契約金額６億7,799万８千円とすることについて、
機械設備工事においては3,462万７千円を増額した変更後の契約金額５億7,142万７千円とすることについて、それぞれ９月10日に建設工事請負変更仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各工事の契約金額変更の内容につきましてそれぞれ説明いたします。

建築工事の変更内容は、インフレスライド条項による増額のほか、防火シャッターの仕様変更など安全に関するものやサーバー室の床の仕様変更など運用の都合上必要となる工事の追加等によるものであります。

電気設備工事の変更内容は、火災報知設備の感知器の追加など安全に関するもののほか、配管やコンセント整

備など運用の都合上必要となる工事の追加等によるものであります。

機械設備工事の変更内容は、空調機器の仕様変更や空調効率を向上させるための工事の追加等によるものであります。

以上、議案５件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

――― 降　壇 ―――

追加提案いたしました議案第71号及び議案第77号から議案第84号までについて説明申し上げます。

まず、議案第71号「令和８年度伊佐市一般会計補正予算（第４号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、文化芸術事業における伝統文化教育プログラム事業の委託に要する経費について新たな措置を講じたものであります。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、寄附金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億9,604万４千円とするものであります。

次に、議案第77号「令和７年度伊佐市一般会計歳入歳出決算認定について」
議案第78号「令和７年度伊佐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」
議案第79号「令和７年度伊佐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」
議案第80号「令和７年度伊佐市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」
議案第81号「令和７年度伊佐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」
議案第82号「令和７年度伊佐市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について」
議案第83号「令和７年度伊佐市水道事業会計決算認定について」

議案第84号「令和７年度伊佐市農業集落排水事業会計決算認定について」

これら８件の議案につきましては、地方自治法第233条第３項又は地方公営企業法第30条第４項の規定により、それぞれの決算を「主要な施策の成果説明書」、「基金の運用状況」、監査委員の審査による「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

以上、議案９件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

降　壇